

## 社会福祉法人天恵園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天恵園の役員及び評議員、評議員選任解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	なし	2,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	なし	2,000円

3 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、監事を兼ねる評議員選任解任委員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員選任解任委員会に出席したときは、評議員選任解任委員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任解任委員会出席報酬等	なし	2,000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員、評議員選任解任委員の勤務報酬等)

